

第 7 章

マレーシアの 2008 年障害者法と「障害者」の定義

— 障害者権利条約を手掛かりに —

川島 聡

要約：

本稿は、現地調査や先行文献等を踏まえて、マレーシアの「2008 年障害者法」の概要と課題を検討するものである。本稿では、同法のなかでも、障害者法一般にとって最も重要な論点のひとつである「障害者の定義」に着目する。同法は、2006 年に国連総会で採択された障害者権利条約の影響を大きく受けている。同法の「障害者の定義」は、同条約の「障害者の概念」とほぼ同じ内容である。前者は「定義」を定め、後者は「概念」を定めるという違いはあるが、いずれも「障害の社会モデル」を反映している。同法に定める「障害者の定義」をめぐる今後の課題とは、同法によって「利益」を得られる者の範囲をできる限り広く画定する解釈論・運用論を探ることである。

キーワード：

マレーシア 2008 年障害者法 障害者の定義 障害のモデル 障害者権利条約

第 1 節 はじめに

筆者がクアラルンプールでの調査（2008 年 10 月 29 日～11 月 1 日）を通じて知りえた範囲では、マレーシアの「2008 年障害者法」（以下略して 2008 年法）¹を真正面から紹介した包括的な論考は、2008 年 10 月末時点では、日本はもとよりマレーシアを含めても 1

本を数えるのみである。それは、2008 年 3 月 25 日発売の『福祉労働』第 118 号に掲載された、久野研二によるレポート「マレーシアの障害者法と障害者（福祉）政策——その背景と課題」（久野，2008a）である²。

このレポートに加えて、久野自身からのヒアリング（E-Mail 及び 2008 年 11 月 11 日の面会）、そして筆者の現地調査等を踏まえて、本稿では先ず、2008 年法の背景と課題を概観する（第 2 節）。次に、同法の実体内容が障害者権利条約制定の影響を受けていることを鑑みて、同条約を手掛かりに同法をめぐる課題の一端を明らかにする。その際、障害者法一般にとって最も重要な論点のひとつである「障害者の定義」に焦点を合わせる。また「障害の概念」も、ここで併せて検討する（第 3 節）。そして最後に、「障害者の定義」をめぐるマレーシアと日本に共通する課題を述べることで本稿の結びに代えたい（第 4 節）³。

第 2 節 2008 年法の背景と課題

久野のレポート（2008a: 123-125）等によれば、包括的な障害者法の必要性は、「アジア太平洋障害者の十年」（1993～2002 年）や「びわこミレニアム・フレームワーク」（2002 年）という地域動向に加え、マレーシア人権委員会の設立（1999 年）⁴や障害当事者運動の活性化、第 8 次国家開発計画（2000～2005 年）という国内動向を背景として、1990 年代後半から注目されるようになった。

そうしたなか、当時の国家統一社会開発省（Ministry of National Unity and Social Development）が主導し、障害当事者も参画しながら 2008 年法の第 1 次草案（Mah Hassan Haji Omar [2001]）が 2001 年に作成された。この草案の審議は滞っていた時期もあったが、障害者権利条約の作成や国内総選挙といった政治的動向も少なからず影響を及ぼした結果、マレーシアで初めての包括的な障害者法として、2008 年法が 2007 年 12 月 18 日に議会で可決された。また、この法律と同時並行的に議論され、策定された「障害者政策」と「障害者計画」が、2008 年 7 月に施行された⁵。

ちなみに、上記の第 1 次草案は障害差別禁止の規定を盛り込んでいた。もっとも、久野（2008a: 124）によれば、司法長官事務所（Attorney General Chambers）から「マレーシアの法律では、アメリカ障害者法のような差別禁止法ではなく、日本の障害者基本法のような性格の法律を目指す」という説明がなされ、差別禁止規定を削除する旨の提案がなされた。この提案の後に法案から差別という文言はすべて削除され、差別禁止法の性格を持たない障害者法として 2008 年法が成立した⁶。

筆者による当地でのヒアリングにおいても、政府関係者や NGO 関係者は、障害者法から差別規定が削除された事実を強調していた。また、これと関連して、マレーシア弁護士会は 2008 年 9 月に国連人権理事会に提出した報告（The Bar Council of Malaysia, 2008: para. 3.4）において、2008 年法が罰則規定と救済規定のいずれも定めていないことを批

判するとともに、同法が教育・雇用分野での障害差別禁止を確保していないことを問題視した。これと同様の指摘は、国連人権理事会の普遍的定期審査のために NGO 連合体が準備した報告書（The Coalition of Malaysia NGOs [2008]）においても見られる⁷。

このような問題、つまり（1）2008 年法が差別禁止法ではなく、罰則規定も設けておらず、現状変革には非力であることに加えて、久野（2008a: 126）は 2008 年法をめぐる問題として、次の諸点も挙げている。すなわち、（2）同法の推進母体たる審議会が常設ではないこと、（3）同法の実施に必要な予算が限られているのみならず、障害者の社会参加にかんするノウハウも官民双方に不足していること、（4）同法によって精神障害者が初めて障害者として認められ、公的支援の対象となったが、内部機能障害者や筋委縮性側索硬化症（ALS）などは障害者として実務上登録されていないことである⁸。

これらの問題のうち、今回の現地調査で筆者が印象に残った限りでは、とりわけ(1)と(3)が、行政と障害者団体の双方から——両者は異なる立場にあるが——比較的強く意識されていた。(1)と(3)に対する処方箋として、行政側は「意識向上」を重視していたが、その一方で、障害者団体側は「意識向上」が重要であることを認めつつも、そのみでは現状変革にとって不十分であることを強調していた。しばしば政府は自己の責任を放棄するために「国民相互間の意識向上が重要である」という常套句を用いる、との障害当事者による批判は、日本はもとより多くの国で見られるが、マレーシアも例に漏れないと言えよう。

このたびクアラ Lumpur の地にて、「牙を欠いた虎」(Toothless Tiger)という言葉を経験した。これに象徴されるように、罰則規定を持たない 2008 年法の内容は本当に実現されるのか、という同法の実効性に対する疑念は、障害者のあいだで未だ払拭されていない（ただし、罰則規定の実効性については、その具体的内容にもよるが評価が分かれる）。むしろ 2008 年法には、今回のヒアリング調査等から明らかなように、障害者権利条約になるべく合致させようとする努力の跡が見られ、一定の評価に値する内容が具備されていることも否定できない。この法律を効果的に実施するための方途が、まさしく現在模索されている。久野レポート（Ibid.: 128）も、その末尾で次のように記す。

「法律や政策ができたからといってそれですぐに社会が良くなるわけではないことは、日本の経験でも同じであろう。それを基礎・土台として権利を保障するための様々な具体的な制度や仕組み・サービスを構築していくことが、今後の課題であり挑戦である。」

このような課題を確認した上で次に必要となる作業は、2008 年法に係る個別具体の論点を取り上げ、それを深く検討することである。その一環として以下においては、障害者法一般にとって最も重要な論点の一つである「障害者の定義」に焦点を合わせて 2008 年法を検討する。

第3節 2008年法の「障害者」の定義

マレーシア政府は2008年4月8日に障害者権利条約に署名した⁹。2008年11月5日現在、同政府はこの条約を批准していないが、2008年法は同条約の影響を受けている。その証左と言えようが、2008年法に含まれている各種定義は、同条約のそれと酷似している。同条約前文(e)に記された「障害の概念」と、2008年法前文1段に記された「障害の概念」とはほぼ同様の内容である。また同じく、同条約1条に定める「障害者の概念」と、2008年法2条に定める「障害者の定義」とはきわめて近似している¹⁰。では、同条約に定める「障害」や「障害者」とはいかなる概念なのだろうか。ここでは、これらの概念を川島[2009]、川島＝東[2008]等を参考にして検討することにより、2008年法に定める「障害者の定義」をめぐる課題の一端を明らかにする。

1. 障害のモデル

まず指摘しておかなければならないのは、そもそも厳密に言うのであれば、障害者権利条約前文は「障害の定義」を設けておらず、「障害の概念」を設けているということである。それによれば、

「障害は形成途上の概念である。また、障害は、機能障害のある者と態度及び環境の障壁との相互作用であって、機能障害のある者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずる。」(…that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between persons with impairments and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an equal basis with others…) ¹¹

この引用箇所を3つの要素に分解すれば、次のようになる。(1)「障害」は「形成途上の概念」である。(2)「障害」は、「機能障害のある者」と「態度及び環境の障壁」との相互作用から生ずる。(3)その相互作用は、「機能障害のある者」の平等な社会参加を妨げる。これらの要素のうちの(2)と(3)から明らかなように、同条約にいう「障害の概念」は「障害の社会モデル」を反映している(See, e.g., Waddington [2007]; UN Enable [2008]; 川島[2009]; 川島＝東[2008]; 川島[2007a])。

論者によってニュアンスは異なるけれども、一般に「障害の医学モデル」は「障害者の不利益」(社会への障害者の不平等な参加)の真因を、「機能障害」ないし「機能障害のある者」に求める。これに対して「障害の社会モデル」は「障害者の不利益」の原因を、「機能障害」ないし「機能障害のある者」に対する国家や社会の「不適切な対応」(inappropriate

reaction) に求める (Cf. Degener [2004])。ここでいう「不適切な対応」は、同条約の言葉を用いれば、「態度及び環境の障壁」(attitudinal and environmental barriers) に該当する。

同条約前文の書振りによれば、障害者の「不利益」は「機能障害のある者」から生ずるのではなく、「機能障害のある者」と「態度及び環境の障壁」との「相互作用」から生ずる。要するに、人権主体である「機能障害のある者」は、自己が被っている「不利益」の源泉なのではない。「機能障害のある者」をとりまく「態度及び環境の障壁」(社会の側の不適切な対応)こそが、その者が被る不利益の根本原因なのである。このような因果論的説明のもつ含意とは、この条約の締約国は「態度及び環境の障壁」を取り除くことを通じて「機能障害のある者」の権利を保障する義務を負う、ということである。

2. 2008 年法と障害者権利条約の比較

では、障害者権利条約前文と 2008 年法前文とを比較して浮上する論点とは、どのようなものだろうか。それは、第 1 に「障害者」(persons with disabilities) と「機能障害のある者」(persons with impairments) との違いであり、第 2 に「障害」(disability) の意味である。まず後者の論点にかんして述べれば、同条約前文と 2008 年法前文のいずれも、“disability”の概念を定めている。この英単語に該当するマレー語は、2008 年法前文では「クティダウパヤアン」(ketidakupayaan) が使用されている¹²。同条約前文が“disability”を「不利益」(社会への障害者の不平等な参加) の意味で用いているのと同様に、2008 年法前文で採用された「クティダウパヤアン」も「不利益」を意味すると解される¹³。

次に、前者の論点について言えば、同条約 1 条の「障害者の概念」もそうであるように、2008 年法 2 条に規定する「障害者の定義」は、「機能障害のある者」(persons with impairments) と「障害者」(persons with disabilities) とを区別した上で、両方の言葉を用いている。もっとも、2008 年法前文は、同条約前文で採用している「機能障害のある者」という言葉を用いず、その代わりに「障害者」(オラン・クラン・ウパヤ(orang kurang upaya)) を使用している (下記の「比較表」を参照)。その理由は、今回の調査結果からは明らかにならなかった。

比較表	障害者権利条約		2008 年法	
	前文	1 条	前文	2 条
障害者	使用	使用	使用	使用
機能障害のある者	使用	使用	未使用	使用

(出典) 筆者作成。

3. 障害者の定義

以上の考察を踏まえて、ここでは「障害者の定義」の意味内容とそれに係る課題とを検討する。障害者権利条約 1 条に定める「障害者の概念」は次のとおりであり、これは 2008 年法 2 条の「障害者の定義」とほぼ同じ内容である。

「障害者には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害のある者を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。」
(Persons with disabilities include those who have long-term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others.)¹⁴

この規定のうち、英語の“ which ”以下の部分は、同条約前文の「障害の概念」とほぼ同じ構造をなしているため、ここで繰り返して論ずる必要はなかろう。ここでは、“ which ”より前の部分について検討したい。この部分の最大の特徴と言えるのは、「含む」(include)という動詞が用いられていることである。この動詞ゆえに、「長期の身体・精神・知的・感覚にかかる機能障害のある者」という条件にあてはまらない者（たとえば「短期の機能障害のある者」）も、同条約の解釈上は「障害者」に含まれる。この「含む」という言葉は、周知のとおり条約交渉過程において、同条約が適用される「障害者」の範囲を限定せずに、それを意図的に広げようとするために盛り込まれたものである。

かかる趣旨は、2008 年法 2 条の「障害者の定義」にも当てはまると解されうる。すなわち、同条約 1 条の「障害者の概念」がそうであるように、2008 年法 2 条に定める「障害者の定義」は、同法によって利益を享受する対象者をなるべく広げるように解釈されるべきである。たしかに、同条約 1 条は「障害者の概念」を設けており、2008 年法 2 条は「障害者の定義」を定めているという点で、両者には違いが見られる。しかし、かかる相違は、このような解釈を妨げるものではない。

ちなみに、マレーシアでは内部機能障害者や筋委縮性側索硬化症（ALS）等は障害者として実務上登録されていない、という久野が指摘した上記の問題は、「障害者の定義」にかんする問題であると同時に、「機能障害のある者の定義」にかかわる問題でもある。この点、たしかに同条約と同法のいずれも、「機能障害」と「機能障害のある者」の定義を置いていない。もっとも、同条約 1 条と 2008 年法 2 条のいずれにおいても、「障害者」と「機能障害のある者」はほぼ同じ意味で用いられており、「障害者」と「機能障害のある者」は近似記号で結ばれる関係にある。言い換えれば、「障害者 = 長期の身体・精神・知的・感覚にかかる機能障害のある者 + アルファ」という等式がここには成り立つ。このような等式を踏

まえば、2008 年法によって法的保護を受けられる「障害者」の範囲を広げるためには、「長期」「身体」「精神」「知的」「感覚」「機能障害」「+ アルファ」という各要素の範囲を広げる解釈論・運用論を探る必要がある（See 川島 [2009]）。

第 4 節 むすびに

筆者が現地で行ったヒアリングによれば、マレーシアの障害者運動体の一部は、「社会のせいで我々は不利益を被る」という主張を全面に掲げていた。これは日本の障害者運動の一部においても見られる光景である。また本論で触れたように、マレーシア政府関係者の一部は障害者の地位改善のための処方箋として国民の「意識向上」を特に重視し、その一方で、障害当事者の一部は「意識向上」の不十分さを強調しているが、このような認識のズレは日本でもしばしば見られる。

両国には、これらの共通点が少なくとも見られるが、障害者法に定める「障害者の定義」をめぐる両国共通の課題とは、どのようなものであろうか。それは、本論で指摘したとおり、障害者法によって「利益」を得られる者の範囲——換言すれば障害者法によって「不利益」を軽減しうる者の範囲——をできる限り広く画定する解釈論・運用論を探ることである。言うまでもなく、日本の障害者法（障害者基本法をはじめとする障害関係の各種法律とその施行令・施行規則）はマレーシアのそれとは異なる。もちろん「障害者の定義」も両国で異なる。しかしながら、マレーシアと日本のいずれにおいても、障害者法によって「利益」を受ける者の範囲をなるべく広げていくことが肝要であることに変わりはない。その範囲を画定する際に不可欠となるのが、「障害者の定義」をめぐる現実に生起している問題群を先ず顕現させることである。その顕現化機能を果たしてくれるのが「障害の社会モデル」である。なぜならば、このモデルは、実定法に定める「障害者の定義」と関連づけながら、当事者（障害者）の被っている具体の不利益がどのように生じているのか、を説明してくれる認識枠組みだからである（See 川島 [2008b]）。「障害の社会モデル」のこの意義に照らして、障害者法が定める「障害者の定義」に孕むさまざまな問題点を先ず丹念に拾い上げた上で、それを超克するための解釈適用論と立法政策論を構築することが両国に共通する重要な課題である。

そのような課題は実のところ、法学と障害学その他の諸学との学際研究として定位される「ディスアビリティ法学」（Disability Legal Studies; Disability and Law）の中心的な検討課題の一つでもある（See, e.g., 川島 [2009], [2008b: 96-97 n. 2]）。マレーシアの障害者法を扱った本稿自体も、この新たな学問領域の方法論を応用させた一研究として位置づけられる。

〔付記〕

本稿の執筆にあたり，多くの方々から御助言を頂戴しました。おひとりおひとりの御名前を挙げることはできませんが，各位に心から感謝を申し上げます。特に，小林昌之氏（アジア経済研究所）からは，筆者が現地調査（タイとマレーシア）に同行した折りにも多大な御助力を賜り，さまざまな機会に途上国障害者法研究にかんして重要な御助言を戴きました。久野研二氏（国際協力機構）からは，本稿のドラフトに対する重要なコメントとマレーシアの障害者法にかんする有益な数多くの示唆とともに，現地調査に際して不可欠な御助言を頂戴しました。阿久澤麻理子氏（兵庫県立大学）は，マレーシア人権委員会にかんして貴重な多くの視点を御教示くださりました。ここに記して感謝を申し上げます。当然のことながら，本稿に含まれる一切の誤りは，すべて筆者個人の責任です。

〔注〕

¹ 2008 年法のマレー語と英語は，Percetakan Nasional Malaysia Berhad [2008] を参照（2008 年法の邦訳は，久野 [2008c] を参照した。ただし，この久野訳は，Persons with Disabilities Bill, 2007 [2007] に基づいている。この法案 1 条は，「2007 年障害者法」(Persons with Disabilities Act, 2007) を同法の略称としている。久野訳は必要に応じて一部変更した。2008 年法の正式名称は，「障害者の登録，リハビリテーション，発展及び福祉並びに国家障害者評議会の設置等に関する法律」(Suatu Acta untuk mengadakan peruntukan bagi pendaftaran, perlindungan, rehabilitasi, pembangunan dan kesejahteraan orang kerang upaya, penubuhan Majlis Kebangsaan bagi Orang Kurang Upaya, dan perkara-perkara yang berkaitan dengannya; An Act to provide for the registration, rehabilitation, development and wellbeing of persons with disabilities, the establishment of the National Council for Persons with Disabilities and for matters connected therewith) である。2008 年法 1 条によれば，同法の略称は「2008 年障害者法」(Akta Orang Kurang Upaya 2008; Persons with Disabilities Act 2008) である。

² 「私自身，1991 年を振り出しに現在まで計 9 年ほどマレーシアで活動し，今回の法律や『政策』の策定にも関わってきた」(久野，2008a: 121) との記述に見られるように，国際協力機構（JICA）の専門家であり，「開発と障害」の研究者でもある久野は，「ドクター・ケンジ」の名で，マレーシアの障害関係者のあいだで広く知られている。また久野は，開発分野の障害分析にケイパビリティ・アプローチやツイントラック・アプローチ（複線アプローチ）という理論的視点を導入するなど，開発分野の障害理論にも造詣が深い。たとえば，久野 [2008d]，[2008e]，[2004]，[2003]，久野 = 中西 [2004]，久野 = Seddon [2003] を参照。

³ 本稿は「中間報告」(preliminary report) として位置づけられており，これに加筆修正した最終稿は，2009 年度末に公表する予定である。本稿は，ジェットロ・アジア経済研究所の「開発途上国の障害者と法」を主題とする 2 カ年研究の一環をなす。この副題は「法的権利の確立の観点から」とされる。この点，そもそも法的権利の帰属先である「障害者の定義」を検討することは，この研究にとって不可欠であると考えられる。

⁴ 「スハカム」(SUHAKAM) という通称で知られるマレーシア人権委員会(Suruhanjaya Hak Asasi Manusia Malaysia) は，障害者との関係においても重要な検討課題であると思われるが，本稿で同委員会を検討する余裕はない。同委員会について詳しくは，Website SUHAKAM [2008]，阿久澤 [2008]，Whiting [2003] を参照。

⁵ マレーシア社会福祉局 (Jabatan Kebajikan Masyarakat; Department of Social Welfare Malaysia) によれば、「障害者政策」(ダサル・オラン・クラン・ウパヤ (Dasar Orang Kurang Upaya)) の英語版 (Policy for Persons with Disabilities) は存在するが、「障害者計画」(プラン・ティンダクカン・オラン・クラン・ウパヤ (Pelan Tindakan Orang Kurang Upaya)) の英語版はまだ作成されていない (2008 年 10 月 30 日現在)。「障害者政策」の邦訳は久野 [2008b: 128-130] を参照。「障害者計画」の邦訳は存在しない。

⁶ なお、2008 年法の中に「合理的配慮」(プニユスアイアン・ムナサバー (penyesuaian munasabah; reasonable accommodation)) の定義が盛り込まれ、それが障害者権利条約に定める「合理的配慮」の定義と比較的類似していることは注目に値する。同法とは異なり、障害者権利条約では、「合理的配慮の否定」(denial of reasonable accommodation) が障害差別の一形態であると明記されている (See, e.g., 川島 [2007a]; [2008a])。

⁷ ちなみに、「障害者政策」の目的には、障害者に対する差別の撤廃という文言が明記されている。この「障害者政策」は、15 の分野ごとに課題を設定し、そのための戦略を定めたものである。そして、この課題と戦略にかんする具体的な実施計画や実施期間 (2008 ~ 2012 年)、実施機関を定めたのが「障害者計画」である。もっとも久野 (2008a: 126) も指摘するように、この「障害者計画」には具体的な達成数値目標が示されていない。また、これと関連する論点として、全職員の 2.6% を障害者が占めている社会福祉局は例外として、その他の政府機関は 1% の障害者法定雇用率の達成にはほど遠い状況にある (久野, 2008e: 184)。

⁸ Ting & Koon [2007] によれば、マレーシアの総人口は、2007 年 9 月時点で 27,300,000 人である。そして、2006 年の段階で社会福祉局に登録された障害者数の総計は、197,519 人である。その内訳は、学習障害 (76,619 人)、身体障害 (Orthopedic) (66,150 人)、聴覚障害 (29,522 人)、視覚障害 (18,258 人)、脳性麻痺 (887 人)、その他 (5,983 人) である。また、国連文書 E/ESCAP/APDDP(2)/1 [2007: Figure 1] によれば、オーストラリア及びニュージーランドの障害者人口率がいずれも 20% であるのに対して、マレーシアのそれは 1% に過ぎない。ここでの両者の障害者人口率をそう単純には比較できないが、両者に著しい違いが見られることも容易に看過しえない。

⁹ マレーシア弁護士会 (The Bar Council of Malaysia, 2008: para. 3.4) が批判するように、マレーシア政府は、障害者権利条約の選択議定書に署名していない。また同弁護士会によれば、マレーシア政府は、同条約 16 条 (搾取、暴力及び虐待からの自由) がマレーシア刑法典の死刑規定に抵触するため、本条に留保を付している。

¹⁰ その他にも、2008 年法 2 条に含まれている「言語」、「コミュニケーション」、「ユニバーサルデザイン」、「合理的配慮」の定義も、障害者権利条約に定めるそれらの定義と類似している。ちなみに興味深いことに、2008 年法に定める「リハビリテーションの定義」は、障害者権利条約には定められていないが、1993 年に国連総会で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」(以下略して基準規則) の当該定義に類似している。また、2008 年法 2 条には「ハビリテーション」の定義が設けられていることが注目される。「ハビリテーション」という言葉自体は基準規則では用いられていないが、障害者権利条約では用いられている。もっとも、同条約と基準規則のいずれにおいても「ハビリテーションの定義」は含まれていない。2008 年障害者法によれば、「リハビリテーション」は「障害者」(オラン・クラン・ウパヤ (orang kurang upaya); persons with disabilities) を対象とするものであり、その一方で、「ハビリテーション」は「障害をもって生まれた者」(オラン・ヤン・ディラヒールカン・デガン・クティダウパヤアン (orang yang dilahirkan dengan ketidakupayaan); persons who are born with disabilities) を対象とする。なお、同条約に定める (リ) ハビリテーションについては、川島聡 [2007b] 参照。

¹¹ 同条約前文(e)の日本政府仮訳 [2007] は、「障害が、発展する概念であり、並びに障害者と障害者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」と訳しており、「impairment」と“disability”とを区別して訳していない。これに対して、川島＝長瀬(仮訳)[2008]では両者を訳し分けている。それぞれの単語にどのような日本語をあてるべきかについては争いがあるが、後者の仮訳では、“impairment”に「機能障害」(インペアメント)という語を、“disability”には「障害」(ディスアビリティ)という語をあてている。本稿では、“disability”は「障害」，“persons with disabilities”は「障害者」，“impairments”は「機能障害」，“persons with impairments”は「機能障害のある者」とする。

¹² 2008 年法前文に記されている「障害の概念」のマレー語と英語は、以下のとおりである。“MENGIKTIRAF bahawa ketidakupayaan merupakan suatu konsep yang sentiasa berkembang dan bahawa ketidakupayaan terhasil daripada interaksi antara orang kurang upaya dengan halangan sikap dan persekitaran yang menyekat penyertaan penuh dan berkesan mereka dalam masyarakat atas asas kesetaraan dengan orang upaya”, “RECOGNIZING that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between persons with disabilities and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an equal basis with persons without disabilities”. なお、2008 年法 2 条に定める「障害者の定義」では、“impairments”という英単語と、それに対応するマレー語の「ククラガン」(kekurangan)とが用いられている。しかし同法前文の「障害の概念」では、これらの単語は用いられていない。

¹³ 2008 年法では、「障害」(クティダウパヤアン (ketidakupayaan); disability) が、各種定義を定めた同法 2 条ではなくて、同法前文に記されている。このことから考えると、同法では「障害の定義」ではなくて「障害の概念」が定められていると解しうる。他方で、「障害者の定義」は同法 2 条で定められている。

¹⁴ 2008 年法に定める「障害者の定義」のマレー語と英語は、以下のとおりである。““orang kurang upaya” termasuklah mereka yang mempunyai kekurangan jangka panjang fizikal, mental, intellectual atau deria yang apabila berinteraksi dengan pelbagai halangan, boleh menyekat penyertaan penuh dan berkesan mereka dalam masyarakat”, ““persons with disabilities” include those who have long term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society”. 久野へのヒアリングによれば、かつてのマレーシアでは、いわゆる「障害者」を意味する言葉として「オラン・チャチャ」(orang cacat) が広く用いられていた。しかし 1990 年代に当時のマハティール首相が、「オラン・チャチャ」の意味合いが良くないことから、「オラン・クラン・ウパヤ」(orang kurang upaya) という言葉の使用を提唱し、この言葉が今日では定着するようになった。ちなみに 2008 年法の起草過程では、「オラン・クラン・ウパヤ」の代わりに、今日の国連で広く用いられている“persons with disabilities”のニュアンスにより近い「オラン・デガン・クティダウパヤアン」(orang dengan ketidakupayaan) の使用が試みられたが、それは結局採用されなかった。なお、「オラン・デガン・クティダウパヤアン」は、今日においてもマレーシアで日常的に用いられる言葉ではない。

〔参考文献〕

日本語文献

- 阿久澤麻理子[2008]「人権の国内的实施におけるマレーシア国内人権機関(SUHAKAM)の挑戦——アドボカシー・教育活動を中心として」(江橋崇編著『グローバル・コンパクトの新展開』法政大学出版局, pp. 263-291)
- 川島聡[2009]「障害者と国際人権法——『ディスアビリティ法学』の構築」(未定稿)
- [2008a]「障害者権利条約における障害差別禁止と合理的配慮」(障害者職業総合センター編『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究——EU 諸国及び米国の動向』調査研究報告書 No. 87, pp. 33-55)
- [2008b]「障害差別禁止法の障害観——マイノリティモデルからユニバーサルモデルへ」(『障害学研究』第4号, pp. 82-108)
- [2007a]「国際人権法における障害差別禁止——障害のモデルと合理的配慮」(高野真澄先生退職記念『これからの人権保障』有信堂高文社, pp. 231-258)
- [2007b]「障害者の自律・自立とリハビリテーション——国際法の視点から」(『総合リハビリテーション』第35巻11号, pp. 1339-1346)
- 川島聡=東俊裕[2008]「障害者の権利条約の成立」(長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, pp. 11-34)
- 川島聡=長瀬修(仮訳)[2008]「障害のある人の権利に関する条約仮訳(2008年5月30日付)」(長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, pp. 207-287)
- 久野研二[2008a]「マレーシアの障害者法と障害者(福祉)政策——その背景と課題」(『福祉労働』第118号, pp. 121-127)
- (訳)[2008b]「マレーシア障害者政策」(『福祉労働』第118号, pp. 128-130)
- (訳)[2008c]「2007年制定マレーシア障害者法」(『福祉労働』第118号, pp. 131-147)
- [2008d]「開発援助と障害——政策実践のためのフレームワーク」(森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会』アジア経済研究所, pp. 41-62)
- [2008e]「CBR: 実践における可能性と課題——マレーシアにおける事例研究」(森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会』アジア経済研究所, pp. 177-200)
- [2004]「開発という取り組みと障害」(『社会政策研究』第4号, pp. 73-92)
- [2003]「『障害者の参加』とCBR」(『アジア研ワールド・トレンド』第96号, pp. 6-9)
- 久野研二=David Seddon[2003]『開発における障害(者)分野のTwin-Track Approachの実現に向けて——「開発の障害分析」と「Community-Based Rehabilitation:

CPR」の現状と課題，そして効果的な実践についての考察』（国際協力事業団準客員研究員報告書）

久野研二＝中西由起子 [2004] 『リハビリテーション国際協力入門』三輪書店

日本政府仮訳 [2007] 「障害者の権利に関する条約」（長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本――概要と展望』生活書院，pp. 207-287）

外国語文献

Convention on the Rights of Persons with Disabilities [2006] (長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本――概要と展望』生活書院，pp. 207-287）

Degener, Theresia [2004] *Definition of Disability, EU Network of Independent Experts on Disability Discrimination*,
http://europa.eu.int/comm/employment_social/fundamental_rights/pdf/aneval/disabdef.pdf, last visited 7 April 7, 2006.

Mah Hassan Haji Omar [2001] *Draft Persons with disabilities Act*, at Website Penang Down Syndrome Association,
<http://www.dsapenang.org/Disability%20Act%20original.htm>, last visited 3 November 2008.

E/ESCAP/APDDP(2)/1 [2007] *Review of Progress Made and Challenges Faced in the Implementation of the Biwako Millennium Framework for Action towards an Inclusive, Barrier-free and Rights-based Society for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific, 2003-2012*

The Coalition of Malaysia NGOs [2008] *For the 4th Session of UPR, February 2009*,
http://www.forum-asia.org/news/press_releases/pdfs/2008/COMANGO-Final.pdf

Malaysian Bar Council [2008] *Bar Council's Report submitted to the UN Human Rights Council*, at Website the Malaysian Bar,
http://www.malaysianbar.org.my/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=1735&Itemid=332, last visited 4 November 2008.

Persons with Disabilities Bill, 2007 [2007]
<http://www.asiacommunityservice.org/Persons%20with%20disabilities%20bill%202007.pdf>

Percetakan Nasional Malaysia Berhad [2008] *Undang-Undang Malaysia, Akta Orang Kurang Upaya 2008 (Akta 685): Laws of Malaysia, Persons with Disabilities Act 2008 (Act 685)*

Ting, Teoh Hooi & Lim Ming Koon [2007] *Situation of Persons with Learning*

Disabilities and Their Families in Malaysia (Country Papers), Regional Workshop on the Empowerment of Persons with Intellectual Disabilities and their Families in Asia and the Pacific (11-13 October 2007, Shanghai, China)
<http://www.worldenable.net/shanghai2007/papermalaysia.htm>, last visited 5 November 2008.

UN Enable[2008]*Frequently Asked Questions regarding the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*,
<http://www.un.org/disabilities/documents/gid/conventionfaq.doc>, last visited 17 September 2008.

Waddington, Lisa [2007] *A New Era in Human Rights Protection in the European Community: The Implications the United Nations' Convention on the Rights of Persons with Disabilities for the European Community* (Maastricht Faculty of Law Working Paper 2007/4), Faculty of Law, Universiteit Maastricht

Website SUHAKAM[2008]<http://www.suhakam.org.my/>, last visited 4 November 2008

Whiting, Amanda[2003]“ Situating Suhakam: Human Rights Debates and Malaysia's National Human Rights Commission, ” *Stanford Journal of International Law*, Vol. 39, No. 1, pp. 59-98.